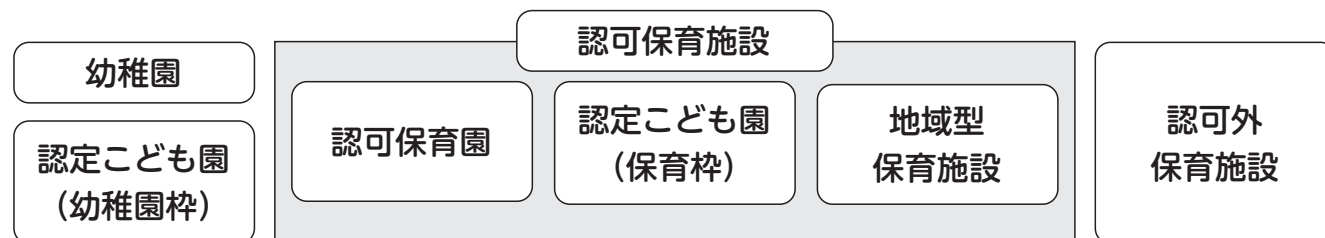


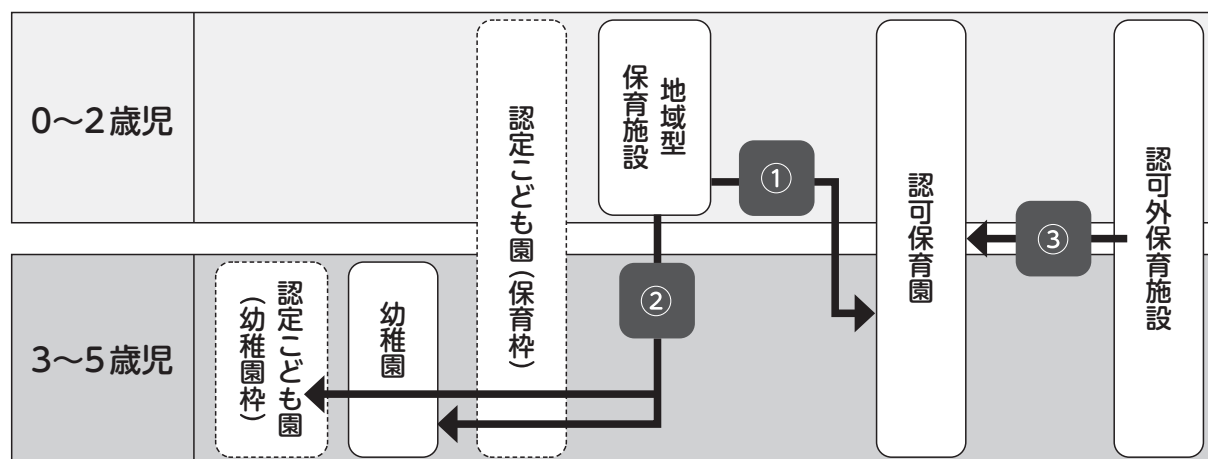
1. 板橋区の幼稚園・保育施設の紹介

子どもを預ける施設の紹介

区内の教育・保育施設には「幼稚園」「認可保育園」「認定こども園」「地域型保育施設（小規模保育園・家庭福祉員・ベビールーム・事業所内保育所等）」「認可外保育施設（認証保育所等）」があります。



年齢のイメージ図



① 地域型保育施設を卒園する2歳児クラスから3歳児クラスへの申請申込み

地域型保育施設は2歳児クラスで卒園となります。

卒園のタイミングで3歳児クラスの認可保育施設を申し込むと、地域型保育施設を利用していない方より優先的に入所できます（P29 参照）。

② 地域型保育施設から幼稚園・認定こども園への連携

2歳児クラスまでの保育施設の一部には、3歳児クラスからの幼稚園・認定こども園への連携施設が設定されています（P86 下部参照）。

③ 認可外保育施設に通園中の方が認可保育施設を申請する際、加点されます

認可保育施設は、指数の高い方から入所内定していきます。認可外保育施設にお通いの方が認可保育施設へ入所申請する場合、条件を満たすと指数が2点加点されます（P31 参照）。

幼稚園

幼稚園は、学校教育法第 22 条に基づき、幼児期の特性を踏まえ、「遊び」を大切にしながら、小学校以降の学習の基盤をつくる「学校」です。

板橋区には令和 7 年 10 月現在、私立幼稚園が 31 園（従来園 21 園、新制度移行園 10 園）、区立幼稚園が 1 園あり、3 歳から就学前までのお子さんが入園できます。

各幼稚園では独自の教育理念・教育目標を掲げ、幼稚園教諭の資格を持つ先生が指導に当たります。長時間預かり保育を実施している幼稚園、満 3 歳を迎えた時点で入園できる幼稚園、通園バスを運行している幼稚園、英語に力を入れている幼稚園など、各幼稚園の特色があります。

ぜひ一度幼稚園を訪ね、ご家庭やお子さんに合う幼稚園をお選びください。

入園年齢・入園手続き・補助金について

入園年齢	3 歳から小学校就学前までのお子さんが入園できます。 ※満 3 歳（3 歳の誕生日の前日）を迎えた時点で、入園できる幼稚園もあります（P48 参照）。
入園手続き	翌年 4 月に入園希望の場合、10 月中旬から各幼稚園で配布する願書を受け取り、11 月 1 日以降、願書を提出し、面接等を受けていただきます。詳しくは、各幼稚園へお問い合わせください。
補助金	私立幼稚園を利用する場合、入園料（10 万円程度）、従来園では保育料（月額 3 ～ 4 万円程度）等が必要となります。しかし補助金制度があるため、実質的な負担はこれより軽くなります（P9 参照）。ほとんどの幼稚園で、毎月の保育料は実質無償です。

預かり保育

近年では、朝夕、正規の教育時間以外にも、希望に応じて園児を預かる「預かり保育」を実施する幼稚園が増え、共働き世帯でも幼稚園を選択できるようになっています。預かり保育の時間や実施状況は幼稚園によって異なります。詳しくは、各幼稚園へお問い合わせください。

〈例〉11 時間開所（7 時 30 分から 18 時 30 分まで）の幼稚園の場合

7 時 30 分	朝	9 時 00 分	昼	14 時 00 分	夕	18 時 30 分
早朝預かり保育		教育時間		教育時間後預かり保育		

- 早朝・教育時間後の時間帯や、長期休暇中（春・夏・冬休み）においても預かり保育を行っている幼稚園があります（P48 参照）。
- 預かり保育の利用料金は別途必要で、幼稚園ごとに異なります。
- 共働き世帯などで「保育の必要性」がある場合、「施設等利用給付第 2 号認定・第 3 号認定」を受けることができます（P8 参照）。この認定を受けた場合、預かり保育の利用料の一部が給付対象となります（P9 参照）。

認可保育施設

子ども・子育て支援新制度に定められた保育士等の数や施設の基準を満たし、児童福祉法ならびに子ども・子育て関連3法に基づき設置された保育施設です。区内の認可保育施設には、認可保育園、地域型保育施設、認定こども園があります。

これらの施設は区が入所を決定します。保育料は無償となりますが、一部の民間企業等が運営する施設（私立保育園や地域型保育施設等）では、諸経費（制服代・スイミング代・行事費用等）がかかる場合があります。

区へ入所申請

認可保育園 0～5歳児 クラス対象	国が定めた設置基準を満たした施設です。		
	○区立保育園 … 板橋区が設置及び運営する保育園です。		
	○私立保育園 … 社会福祉法人や民間企業等が設置及び運営する保育園です。		
	小規模保育園	6人以上19人以下の少人数の保育を民間企業等が行います。	類型にA型とB型と保育所型(事業所内のみ)があります。
	事業所内保育園	民間事業所が従業員の児童の保育を行う施設ですが、地域の方が利用できる地域枠があります。	○A型…配置基準職員の100%が有資格の保育士です。 ○B型…配置基準職員の75%以上が有資格の保育士です。 ○保育所型…20人以上の施設で、設置基準等は認可保育園と同等です。
地域型保育施設 0～2歳 クラス対象	家庭福祉員、ベビールーム	家庭福祉員の自宅やベビールーム等で、家庭的な環境のもと、保育を行います。 開所時間：8:30～18:00 保育日：家庭福祉員→月～金曜日／ベビールーム→月～土曜日 ※保育者が年次休暇を取得する際は代替保育となる場合があります。 代替の保育日や保育者については施設長との相談になります。	
	居宅訪問型保育事業	障がいや疾病等により集団保育が困難と認められるお子さんを、保護者の自宅において1対1で保育を行います。	
認定こども園 (保育枠)	幼稚園型	教育と保育を一体的に行う施設です。主に保育園機能を利用する「保育枠」と、主に幼稚園機能を利用する「幼稚園枠」に分かれ、「保育枠」は区へ申請を行います。「保育枠」と「幼稚園枠」で入所手順が異なりますが、入所後は、合同で教育・保育を受けます。	
	幼保連携型		
	地方裁量型		

認可外保育施設

区内には、認可保育施設の他に、認可外の保育施設や保育事業もあります。利用者は民間企業等と直接契約をします（それぞれの施設・サービスの詳細はP38以降を参照）。

※一部利用料金が助成される施設もあります（P38参照）。

施設へ申請

認証保育所	東京都独自の基準を満たし、都に認証された保育施設です。13時間保育と0歳児からの保育を基本としています。
企業主導型保育施設	企業が設置し、運営する保育事業です。働き方に応じた柔軟な保育を提供しています。企業の従業員枠のほか、地域の方が利用できる地域枠がある園もあります。
定期利用保育	パートタイム勤務や短時間労働等で、保育が必要なご家庭を対象に、継続して短時間お子さんをお預かりする制度です。
認可外保育施設(ベビーホテル等)	P42に認可外保育施設一覧を掲載しています。

**令和 7 年 9 月 1 日から
幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する世帯の、負担軽減を拡大します**

対象施設	事業・補助制度	対象及び内容		
幼稚園 認定こども園 (幼稚園枠)	預かり保育利用料 の負担軽減制度 (※ 2)	0 ～ 2 歳児 クラス (※ 3)	全世帯	月額上限 42,000 円まで補助
		満 3 歳児 クラス	全世帯	月額上限 16,300 円まで補助 ※日額上限 450 円
	保育料の負担軽減制度	満 3 ～ 5 歳児 クラス	全世帯	国の無償化とあわせて月額上限 34,500 ～ 38,900 円まで補助 ※所得状況や第 2 子以降などの状 況によりに補助を加算
認可保育施設 認定こども園 (保育園枠)	保育料の負担軽減制度	0 ～ 5 歳児 クラス	全世帯	全員無償
東京都認証 保育所 ベビーホテル (※ 1・2)	保育料の負担軽減 助成制度	0 ～ 2 歳児 クラス	課税世帯	月額上限 80,000 円まで補助
			非課税世帯	国の無償化 (月額) 42,000 円とあ わせて月額上限 80,000 円まで補助
		3 ～ 5 歳児クラス の課税・非課税世帯		国の無償化 (月額) 37,000 円とあ わせて月額上限 77,000 円まで補助
認可外保育施設 (※ 4)	保育料の負担軽減 助成制度	0 ～ 2 歳児 クラス	課税世帯	月額上限 40,000 円まで補助
定期利用 保育施設	定期利用保育の 利用料	0 ～ 2 歳児 クラス	課税世帯	月額上限 42,000 円まで補助
	幼児教育・保育の無償化		非課税世帯	月額上限 42,000 円まで補助
		3 ～ 5 歳児クラス の課税・非課税世帯		月額上限 37,000 円まで補助
空き保育室 活用型定期 利用保育施設	空き保育室活用型定期 利用保育の利用料	月額上限 30,000 円まで補助		
多様な他者との 関わりの方の 創出事業	多様な他者との関わりの方の 創出事業の 利用料助成	課税世帯 ※非課税世帯等他の対象者 は変更なし		月額上限 44,000 円まで補助
—	ベビーシッター利用支援事業 利用料補助	対象者が負担していた、1 時間あたり 150 円の自己負担額を 月額上限 33,000 円まで補助		

・色掛け部分が拡充内容(板橋区民が対象です。板橋区民以外の方は、各自治体にご確認ください。)

- ※1 対象施設は認可外保育施設のうち、東京都認証保育所及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されているベビーホテルのみ
 ※2 幼稚園・認定こども園の預かり保育事業や、認可外保育施設等を利用している場合の国の無償化の対象となるためには、区から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。
 ※3 対象施設は一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)実施園のみ。
 ※4 対象施設は認可外保育施設のうち、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設のみが対象。

お問合せ先

- 認可保育施設の保育料・保育の必要性の認定について：保育サービス課入園相談係 3579 - 2452
- 認可外保育施設の補助金・保育の必要性の認定について：保育サービス課民間保育第二係 3579 - 2494
- 幼稚園について：教育委員会事務局 学務課幼稚園係 3579 - 2613